



## 日英 EPA を取りまく情勢について

勝 田 英 紀

**要約** 本論文では、第1章において、イギリスとフランス、オランダ、ドイツ、イタリア等の大陸ヨーロッパ諸国との関係を概観する。第2章では、ブレクジットを起こした原因を検討する。第3章では、ブレクジットに対する影響を最小限とするためにイギリスが、諸外国との貿易取引をいかに高めるかについて検討する。つまり、イギリスの通商政策である、EUとのFTA、日本とのEPA、アメリカ、カナダ、オーストラリアやニュージーランド等の旧大英帝国諸国とのFTAさらにはTTPへの参加について検討する。第4章では、日本の通商外交政策のなかめであり、EU、アメリカとの通商交渉においても非常に重要と考えられているデジタル取引のルールについて、最新の日英EPAにおける政策を検討する。第5章では、イギリスがブレクジットによる損失を補填するために早急に必要とされる諸外国との通商交渉について検討する。

**Abstract** In this paper, Part 1 gives a general overview of the UK's relationship with France, the Netherlands, Germany, Italy and other countries in Continental Europe. Part 2 considers the causes of Brexit. Part 3 considers how much the UK will need to increase trade with foreign nations to minimize the effect of Brexit. In other words, it will consider the FTA it has with the EU, the EPA it has with Japan, the FTA it has with the USA, Canada, Australia, New Zealand, and other member countries of the former British Empire, and additionally the UK entry into the TTP. Part 4 considers the policies in the latest Japan-UK EPA regarding electronic commerce, a corner stone of Japan's foreign trade policy, and also thought during trade negotiations with the EU and the USA as well to be extremely important. Part 5 considers the trade negotiations that the UK needs to undertake immediately to compensate for its losses due to Brexit.

**キーワード** 日英 EPA, 日欧 EPA, 英 EU・FTA, CPTPP

**原稿受理日** 2021年3月31日

## I. はじめに

イギリスで2016年6月24日に実施された EU からイギリスの離脱<sup>(1)</sup> (Brexit: ブレクジット) を問う国民投票は、僅差でブレクジット賛成派の投票が過半数を占めたことにより、イギリスは2017年3月29日に EU に対して離脱意思の通知をおこなった。そこで、ブレクジットによる混乱を避けるために設けられた2020年12月31日までの移行期間をもって、正式に EU から離脱することとしていた。しかし、イギリスおよび EU の利害が一致せず、スムーズな交渉とはならず、交渉期限ぎりぎりの2020年12月24日に合意し、2021年1月1日付で英 EU・FTA が発効した。

イギリスと EU の関係は、1993年に発効したヨーロッパ連合条約<sup>(2)</sup> (マーストリヒト条約) において両者の利害が一致し、イギリスを含む EU 域内は単一市場として、ヒト・モノ・カネ・サービスの4つの自由化により、EU 域内に莫大な経済的恩恵をもたらした。イギリスでは、EU から得られる経済的恩恵以上に被る損失が予想よりも大きく、さらに EU の政治的コストに対する不満が大きくなり、国民投票をへて EU を離脱することを決めた。

このブレクジットの決断について、イギリス国民は、具体的にいかなる歴史的経緯や意図をもってブレクジットを選択したのか、さらには国内の経済基盤を整えるため、ブレクジット後に EU とどのように付き合いゆくのかについて検討する。さらには、イギリスのブレクジットが、日本や EU などの他の国との関係にどのような影響を与えるのか、日本企業に対しいかなる影響をもたらすのか、日本と EU の関係に与える影響について検討する。

本稿においては、第1章において、フランス、オランダ、ドイツ、イタリア等の大陸ヨーロッパ諸国とイギリスとの歴史的関係を概観する。第2章では、ブレクジットを起こした原因を検討する。第3章では、ブレクジットに対する影響を最小限とするためにイギリスが、諸外国との貿易取引をいかに高めるかについて検討する。具体的には、イギリスの通商政策である、EU との FTA や日本との EPA、交渉中のアメリカ、カナダ、オース

---

(1) イギリスの EU からの離脱、通称ブレクジット (Brexit) は、Brexit は “British” と “exit” の混成語である。

(2) ヨーロッパ連合条約は、条約が調印されたオランダのマーストリヒトにちなみ。マーストリヒト条約と呼ばれている。

トラリア、ニュージーランド等の旧大英帝国諸国との FTA さらには CPTTP への参加について検討する。第 4 章では、日本の通商外交政策のかなめであり、EU、アメリカとの通商交渉においても非常に重要と考えられているデジタル取引のルールについて、最新の日英 EPA における政策を検討する。第 5 章では、イギリスの現状の通商交渉および今後の動向について検討する。

## II. イギリスとヨーロッパ大陸諸国の関係

イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの 4 か国からなる United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland であり、United Kingdom (UK) と通称され、連合王国を象徴する国旗は、4 か国の国旗が合わさりユニオンジャックと呼ばれている。

イギリスは、ヨーロッパ大陸との近さから、中央アジアのケルト人に始まり、イタリア系のローマ人、デンマーク・スウェーデン系のデーン人、ドイツ系のアングロサクソン人やフランスあるいはスペインなどのヨーロッパ大陸の民族や国から侵略されてきた歴史的背景があり、ヨーロッパ大陸諸国全体を警戒するという、現在にも続くイギリス人気質を作っているといわれている<sup>③</sup>。

歴史的には、海外からの侵略に打ち勝ち、1588年に英仏海峡でアルマダ（スペインの無敵艦隊）を撃破したころからイギリスの国力が上がりはじめ、海洋進出が拡大した。さらに、イギリスルネサンス等で存在感を高め、その後のヴィクトリア女王時代には、産業革命、ロンドン万博の開催などで、着々と軍勢力および農業分野および工業分野の目覚ましい発展により経済力を強化し、文化度も高め大英帝国の名にふさわしい繁栄をしてきた。

しかし、ヨーロッパ大陸で始まった第 1 次世界大戦に参加したが戦時賠償問題で戦勝国のイギリスも疲弊した。さらに、第 2 次世界大戦後には、数々の植民地が独立し、徐々に勢力を弱め、アメリカやソ連邦（現ロシア）に世界の覇権を奪われた。また、1951年のパリ条約により EU（European Union：ヨーロッパ連合）の起源となる ECSC（European Coal and Steel Community：ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）が設立された。ECSC は、ドイツとフランスの間に位置するアルザスロレーヌ地方で、産業の近代化に必要とされる石

---

③ JBpress, 「イギリスはいかにして強国となったか」, <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/55576>

炭や鉄鉱石が産出されるため、フランスとドイツの間で絶えず領有権問題で紛争が起こっていた。ドイツがこの石炭と鉄鉱石を奪い再び暴れ出すことを阻止するために、ヨーロッパ全体でこの地域を共同管理するという名目で作られた。しかし、イギリスは、栄光ある孤立、国内の問題、フランスとの不仲などにより、ECSCに参加しなかった。

その後、1967年に成立した EC (European Community: ヨーロッパ共同体) に、イギリスも EC には加盟したが、EC 加盟国内での自由移動を許すシェンゲン協定を批准せず、統一通貨のユーロも採用せず通貨はポンドのままである。イギリスは、金融政策の制限や政治的制限によるイギリス国内の弱体化、移民難民問題を懸念したためシェンゲン協定を採用しなかったのである。

2000年代に入り、イギリスはポーランドなどの東欧諸国からの移民を労働力として積極的に受け入れてきたが、国内労働者から「移民に職を奪われている」と不満を述べる者が増加していた。加盟国内での自由移動を許すシェンゲン協定および統一通貨のユーロの不採用については、イギリス国内でもスコットランド、イングランド、北アイルランド、ウェールズで意見が分かれ、ブレクジットを引き起こした一因であるとも考えられている。

### Ⅲ. ブレクジット (BREXIT) の原因

#### 3-1 EU への拠出金問題

EU への拠出額と受取額のギャップも、ブレクジットの一因と考えられている。イギリスの EU に対する拠出金は、ドイツ、フランス、イタリアに次いで4番目に多く、拠出金は2018年に約163億ユーロ (日本円にして約2兆円)、拠出金率は EU 全体の11.5%を占めている<sup>(4)</sup>。拠出額トップのドイツは、共通通貨ユーロというドイツの実力から見ると、それまでの通貨であるマルクに比べ過度に安い通貨を用いることで EU だけでなく、EU 域外からも多大な利益を得ることで、十二分に EU から恩恵を受けている。一方、イギリスは統一通貨であるユーロを採用せず、ポンドであることから、メリットは少なく、ドイツ、フランスについて、イタリア並みの負担をしていることに対して、イギリス国民は享受する恩恵が見合わないという不満を根強く持っていた<sup>(5)</sup>。しかし、EC 時代および EU

(4) みずほ総合研究所, リサーチ TODAY, 「Brexit の背景, EU 負担に見合わない栄光」2016年6月22日, <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt160622.pdf>

(5) NHK 解説委員室「イギリスブレクジット後の険しい道のり」(キャッチ! ワールドアイ), 2021年1月13日, <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/900/442091.html>

の加盟の段階においては、イギリス経済が不振のさなかにあり、ポンド自体も強い通貨ではなくなり、ポンドがユーロに飲み込まれると考えることも無理はなかった。現在は、イギリスの経済基盤が、製造業中心ではなく、金融ファイナンスが産業の中心に大きくシフトしたことから、ポンドの存在感が増しているため、2010年代になってからの不満といえる。金融ファイナンスが中心となると、高学歴で知識レベルの高い人しか生き残れないため、高学歴者と低学歴者の収入格差は非常に大きくなってきている。このことも後述する移民問題に大きくかかわっている。

一方、EU のヨーロッパ大陸諸国側から見れば、イギリスのブレクジット（Brexit）は、EU 加盟国が28か国から27か国に減少し、人口が5億1,100万人から4億7,400万人に、GDP が16兆4,800億ユーロから13兆9,600億ユーロに大きく縮小することになるため、EU にとっては経済的に大打撃となる<sup>(6)</sup>。ブレクジットによりイギリス分の GDP が減少するため、GDP 規模世界2位の地位を中国に抜かれるのは時間の問題となった。さらに、イギリスからの約2兆円に上る抛し金なくなることで、EU の予算編成も厳しくなり、各国の負担が今後重くなる。特に、今までユーロの恩恵が大きかったドイツに負担が多くなると思われる。

### 3-2 共通漁業政策<sup>(7)</sup>

EU 内において、イギリスとヨーロッパ大陸諸国との最大の懸案事項は、北大西洋における水産資源の利権および管理をめぐる問題である。イギリスは北大西洋に面して立地条件が良く、イギリスの周囲の海域がヨーロッパで最大かつ最良の漁場である。そこで、古くから漁場に関してフランス、ドイツ、オランダ、ノルウェーをはじめとする大陸ヨーロッパ諸国との間で紛争が絶えなかった。前述のヨーロッパ諸国のイギリス侵攻も、漁業問題が大きく関係しており、絶えず漁業権をめぐり話し合いがもたれていた。

#### 3-2-1 EU 共通漁業政策（CFP）とは

EU の漁業に関する共通規則は、元々は CAP（Common Agricultural Policy：共通農業政策）<sup>(8)</sup> の中で取り扱われていた。しかし、漁業に関する最初の共通措置がとられた

(6) NHK 解説委員室「イギリスブレクジット後の険しい道り」（キャッチ！ワールドアイ）、2021年1月13日、<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/900/442091.html>

(7) EU MAG「共通漁業政策（CFP）」<https://eumag.jp/feature/b1012/>

(8) ヨーロッパ連合（EU）における農業補助に関する制度や計画を扱う政策をいう。

1970年以降、農業とは異なる要素や、漁業に固有の問題を別に扱う必要性に迫られ、次第にCAPからの分離・独立が図られ、1983年CFP（Common Fisheries Policy：共通漁業政策）<sup>(9)</sup>として確立された。

CFP（EU共通漁業政策）の主な目的は、①過剰な漁獲の防止による海洋資源の管理・保護、②漁業従事者の収入の確保、③消費者と関連の加工業者に対する水産物の安定的な供給および適正価格の維持、④生物学的、環境的、経済的に持続可能な海洋資源の開発、⑤海洋資源の管理・保護であり、EU漁業理事会が毎年、資源量の科学的分析などに基づいて魚種ごとに漁獲可能量を決め、各国に漁獲割り当て（Quota）を配分してきた。

EUが最も重要視しているのは、今日の漁獲量よりも将来の海洋資源を枯渇させないことである。そこで、海洋資源の管理と保護は、CFPの中でも特に重要な政策分野として位置づけられている。EUの漁業政策の中でも特徴的なのは、EU加盟国が、TAC（Total Allowable Catch：漁獲可能量）や、操業に関する規制をEUレベルで定めることに合意し、その権限をEUに委譲していることである。加盟各国のEEZ（Exclusive Economic Zones：排他的経済水域）は、EUの共通海域とされ、EU全体の枠組みとしてTACを定めることにより、適切な漁業資源管理を施すべく取り組んでいる。

EU加盟各国には、自国の漁獲能力（Fishing Capacity）の上限を定めること、資源回復計画などに基づき漁獲能力を最適レベルまで削減することなどが義務付けられている。また、自国漁船による違法操業の監視や取り締まりなどは、各加盟国の権限とされているが、EUは、このような各加盟国の監視取り締まり状況をモニタリング・評価し、場合によっては制裁を科す権限を有している。しかし、漁獲量を抑えるために、船上で市場価値が低いと判断した捕獲魚は廃棄され、水産資源が大きく減少すると危惧されてきた。イギリス経済問題研究所（IEA）によれば、2000年代にその量は全体の捕獲量の2～6割にも達し、イギリスの水産資源被害は甚大なものとなっている<sup>(10)</sup>。

### 3-2-2 1964年ロンドン条約

1964年にイギリスは、ヨーロッパ12カ国<sup>(11)</sup>とロンドン漁業条約を締結し（1966年3月発効）、自国の領海沿岸6～12海里内の水域での外国漁船の操業を認めた。その後、イギリ

(9) European Commission, CFP (Common Fisheries Policy), [https://ec.europa.eu/fisheries/cfp\\_en](https://ec.europa.eu/fisheries/cfp_en)

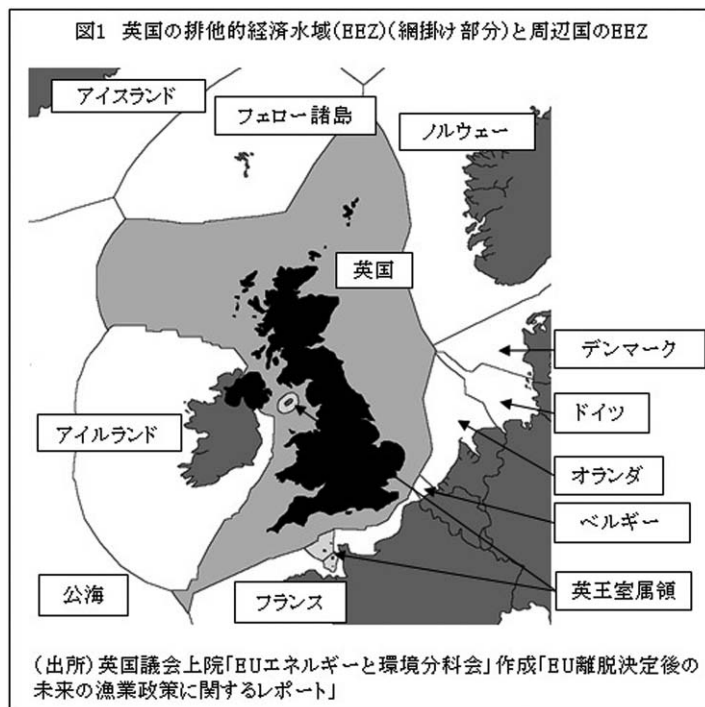
(10) JETRO, 「英国のEU離脱と漁業問題」, 2017年7月, 20170035.pdf (jetro.go.jp)

(11) ヨーロッパ12か国とは、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、北アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデンである。

ス自身が EC (ヨーロッパ共同体) に加盟 (1973年) し、CFP にイギリスの漁業管理を委ねることになった。内陸国が多い EU 各国の水産業にとって、イギリスの排他的経済水域 (EEZ) へのアクセスは大きな意味を持っている (図1 参照)。イギリスの領海内では、イギリスのほか、主としてオランダ、ベルギー、フランス、デンマーク、北アイルランド、スペイン、ポルトガルなどの漁船が操業しており、各国の漁業関係者はイギリスのブレクジット後のアクセス権の維持に強い懸念を抱いている<sup>(12)</sup>。

イギリス政府によると、2015年にイギリス海域でイギリス以外の EU 籍船舶が揚げた漁獲量は68万3,000トン [金額換算 4 億8,400万ポンド (約687億円, 1 ポンド=約142円)] だった一方、イギリス籍漁船がイギリス以外の EU 海域で揚げた漁獲量は11万1,000トン (1 億1,400万ポンド) にとどまり、EU 水産業のイギリス水域への依存度の高さが浮き彫りとなっている。JETRO によれば、イギリスのブレクジット派である漁民の団体「離脱

図1 イギリス周辺の EEZ



出所：JETRO ビジネス短信、「EU の共通漁業政策やクォータ制に強い不満—イギリスのブレクジット交渉と漁業問題(1)」, 2017年6月17日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/61f7fd3907849ebf.html>

(12) JETRO 「イギリスの EU と漁業問題」, 2017年7月, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/cd6e1bfa52459e08/20170035.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/cd6e1bfa52459e08/20170035.pdf)

に向けた漁業」は、イギリス水域の漁獲量の59%がイギリス以外の EU 漁船によるものと試算した。

UK MMO (United Kingdom Marine Management Organization: イギリスの海洋管理機構) によれば、2019年において、イギリスは水産資源については純輸入国となっている。水産物の輸入量は72万トンであり、金額ベースで34億5,700万ポンドである。輸出については45万トンであり、27万トンの入超である<sup>(3)</sup>。主な輸入品目は、たら (北大西洋産ニシマダラ, モンツキダラ), マグロ (タイセイヨウクロマグロ, タイセイヨウマグロ), サーモン, エビ類である。主な輸出品目はサーモン, ニシン, マサバ, アカザエビなどである。水産物について、イギリスおよび EU 諸国においては、ほぼ同様の漁場で魚介類を採取しているため、同種類の魚介類を輸出入している<sup>(4)</sup>。

図2は、図鑑および各国の貿易統計をもとに、著者が北大西洋の漁場についてまとめたものであるが、イギリスの沿岸および海域は、採捕される魚種や甲殻類の種類も豊富であり、非常に豊かな漁場であることが理解できる。

図2 ヨーロッパの漁場



出所：各国の漁業資料および図鑑をもとに筆者が作成

(3) UK Marine Management Organization “UK Fisheries Statistics 2019”, file:///C:/Users/katsu/Desktop/UK\_Sea\_Fisheries\_Statistics\_2019\_-\_access\_checked-002.pdf

(4) JETRO ビジネス短信, 「EU の共通漁業政策やクオータ制に強い不満—イギリスのプレクジット交渉と漁業問題(1)」, 2017年6月17日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/61f7fd3907849ebf.html>



本来であれば、イギリスにとって自国の排他的経済水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）内の魚貝類のほとんどは自由に採捕することができ、同種の魚貝類を輸入する必要性は非常に低いものであったはずである。しかし、EEC 時代に水域に対する年間総許容漁獲高（TAC）が導入され、毎年、加盟国間で配分されるようになってからは、イギリスの漁民は割り当てられた漁獲枠（Quota：クォータ）に制限され、他国の漁船が自国の EEZ 内で操業することを黙認せざるを得ない状態に長年置かれてきた。さらに、前述のごとく、EU 籍船舶が船上で市場価値が低いと判断した捕獲魚はその場で海に廃棄され、漁獲高に含ませないとする姿を自国の EEZ 内で見せつけられれば、イギリス漁民の不満が増大するのは自明のことである。

### 3-2-3 イギリスの漁業関係者の不信感

CFP は、共通農業政策から独立したことにみられるように、事前に協議し綿密に設計された政策ではない。前述の CFP に関する理事会規則にしても、漁業国であるイギリスや北アイルランド、ノルウェーなどの EC 加盟申請を受け、その加盟前に既加盟国の権益拡大を図ろうと急ぎ策定されたという経緯がある。CFP は時を経ずしてさまざまなほころびが生じ、問題点が指摘されてきたが、イギリスにとって打撃となっているのが、「クォータ・ホッピング」問題である（注⑬参照）。これは、1986年に漁業国であるスペイン、ポルトガルが EC に加盟したが、両国への TAC 配分率が厳しく抑えられたことから、両国の漁業関係者がイギリスや北アイルランドに法人を設立し、中古漁船を大量に購入してイギリス船籍を取得、イギリス企業として水産業に参入した。その結果、イギリス分のクォータがスペインやポルトガルに事実上横取りされるという事件が発生している。イギリスは、船舶関連法を改正する、漁業ライセンス制を導入するなどこの問題の対策を取ってきたが、現在も抜本的な解決には至っておらず、スペインやポルトガルに多量の漁獲を持っていかれている。

また、クォータ制の弊害としてイギリスが最も問題視してきたのが、前述の船上廃棄であり、こうした弊害に対処するため、1992年、2002年、2013年に大幅な CFP 改革が行われ、2013年の改革では捕獲魚の海洋投棄禁止が盛り込まれた<sup>⑭</sup>。しかし、それ以外にも、環境保護や資源管理の面からの批判、例えば年間総許容漁獲高（TAC）の量やその国別配

⑬ 海洋政策研究財団 訳、「欧州連合・共通漁業政策に関する2013年12月11日付欧州議会及び理事会規則（No. 1380/2013）（2013年12月11日署名，2014年1月1日施行），欧州連合・共通漁業政策に関する2013年12月11日付欧州議会及び理事会規則（spf.org）

分の有効性のほか、魚種ごとに制限を行っていること自体が海洋生態系にそぐわず水産資源の保持に逆効果となっているとの指摘がある。TAC やクォータ数量決定過程の不透明性や不合理性への批判も大きい。こうした背景から、イギリス漁民の CFP に対する不信と不満は根強く、2016年6月の国民投票直前にアバディーン大学が行った調査では、漁業従事者の92%が離脱に投票すると回答した<sup>(6)</sup>。

### 3-3 移民問題

EU 内では労働者の自由移動が保証されている。2004年5月 EU の東中欧諸国への拡大により EU 内で経済力に格差が生じ、イギリスへの移民が急拡大した。流出数に対しても流入者数は多く、2004年での流入水準は史上最大であるといわれている。

この移民による人口増の受け皿は、社会福祉、宿泊・外食、サービス業などの熟練を要求されない業種での求人のみであった。これらの職業に移民の多くが従事したことにより、もともとこれらに従事していた非熟練労働者は、人材の供給増により賃上げの機会を奪われたため、EU の政策に不満を持つこととなった。さらに、イギリスでは相対的に給与が高い製造業での労働人口が減少し続けており、製造業をリストラされ低賃金の職に就いた人が、移民の流入を防ぐためにブレクジットを支持する。離脱支持層の中心が非熟練労働者であり、かつて製造業で働いていた労働者であるという見方が強い<sup>(7)</sup>。

2012年から国民投票でブレクジットが決まる2016年まで、年間約20万人ずつ移民が増加し続けた。移民の人数を制限しようとしても、EU の加盟国内での自由移動を許すシェンゲン協定によって EU 内の人々の移動を規制することができない。また、東欧諸国からの移民の多くは英語が喋れなかったことから、それまで外国人とあまり関りがなく郊外の住人を中心に、移民に対して反感を持つ人が増えてしまったと考えられている。しかし、この移民もイスラム国問題で、中央アジアからの移民の増加により、自国を押し出される形でイギリスに来ている人々が多い。

### 3-4 国民投票

米国のリーマンショックから連鎖して発生したユーロ危機により、前述のごとく EU 域

---

(6) JETRO ビジネス短信「EU の共通漁業政策やクォータ制に強い不満—イギリスのブレクジット交渉と漁業問題(1)」2017年6月17日 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/61f7fd3907849ebf.html>

(7) 外務省、「イギリスのブレクジット」, [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4\\_002149.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_002149.html)

内からイギリス内への移民が急増し、イギリス国内で反ヨーロッパ感情が強まっていた。さらに、リーマンショックの影響から経済がようやく立ち直りつつあった2011年に、公共サービスの維持を目的に付加価値税が17.5%から20.0%へと引き上げられ、増税による景気低迷とその負担感、移民に対する国民の不満を募らせ、その蓄積したガス抜きが EU 改革への交渉を進めることを表明した演説へとつながったと考えられている。

ヨーロッパでは2015年に、イスラム国に追われたシリアなどからの100万人以上の難民がヨーロッパに押し寄せる難民危機と、パリ同時多発テロに感化されたホームグロウンテロリスト (homegrown terrorist)<sup>(8)</sup> によるテロの続発による未曾有の危機に見舞われた。これは、4つの移動の自由の理念を掲げる EU の危機対処能力や統治能力等が不足していることを露呈する結果となり、イギリスを含むヨーロッパ各国の EU に反対する、懐疑的な勢力に拍車を掛ける事態となった。イギリス独立党 (UKIP: United Kingdom Independence Party) に対し危機感を強め、自らが EU 支持者であるキャメロン英首相 (当時) が「ブレクジットを問う国民投票」を打ち出し、この国民投票で残留票を過半数獲得することで、国民の反ヨーロッパ感情を減らし、与党内のヨーロッパ懐疑派とポピュリズム増殖の芽を摘むという大義ができると考え2013年1月に国民投票を行うと約束した。キャメロン首相は、安全でより強固で、豊かになった「改革した EU」に残留する価値があると国民に意見を強く表明し、保守派のキャメロン首相も強気で国民投票をするに至った。しかしながら、キャメロン首相の狙い通りにはいかず、国民投票は僅差で離脱票が上回った。

2016年の6月初旬にピュー・リサーチ・センターが行った「ヨーロッパの主要10ヵ国での EU に対する好感度世論調査」<sup>(9)</sup> では、EU に肯定的な姿勢を見せたのは過半数をかうじて超える割合でしかなかった。EU 否定派が肯定派を上回る結果となっていたイギリスは、さらに EU 内からの移民が大量に流れ込んでくる状況に陥った。社会保障や教育面等で、自国民と同等に扱わなければならない人口が短期間に増大し、特に移民の雇用、公共住宅入札等で競合する労働者、低所得者層を中心に、ブレクジットの支持派が急増した。EU 加盟国であり続けることへの不安を煽った動きに対し、キャメロン首相は、EU に存続しつつ移民問題を対処するという具体的な解決策を国民に示すことができず、EU 懐疑

(8) ホームグロウン・テロリズム (英: homegrown terrorism) とは、国外の組織が起こすテロリズムではなく、国外の過激思想に共鳴した、国内出身者が独自に引き起こすテロリズムのことをいう。

(9) BBC NEWS, "Euroscepticism on rise in Europe, poll suggests", <https://www.bbc.com/news/uk-politics-eu-referendum-36471989>

派の増加が国民投票や国勢調査で如実に現れることとなった。

## IV. 英 EU・FTA

イギリスと EU は交渉を重ねてきたが、なかなか合意に至らなかった。さらに、イギリスのボリス・ジョンソン首相が2020年6月15日の EU 首脳会議で、イギリスがブレクジット後の移行期間を延長しないことを決定したため、一時は、「合意なき離脱 (No deal Brexit: ノー・ディール・ブレクジット)」で移行期間が終了するリスクが浮上し、2020年末までに合意できないのではないかと危惧された。しかし、2020年12月24日に合意にいたり、2021年1月1日に英 EU・FTA が発効された。実務的には、2020年12月31日にヨーロッパ連合 (EU) から完全に離脱し、EU との自由貿易協定 (FTA) に基づく双方の輸出入が始まった。現実には、税関書類の提出や物品検査が必要となり、英 EU 間のモノの移動に手間も時間もかかるようになった。

### 4-1 英 EU 包括協定

#### 4-1-1 物品貿易分野

物品・サービス貿易分野においては、2019年の英 EU 将来関係に関する政治宣言で示した「全品目で無関税、関税割当なし」を確定した。原産地規則では、電気自動車などで双方の産業界の要求を反映させた弾力的な取り決めを盛り込んだ。イギリスが希望していた、日本など第三国を含む原産性の累積は実現せず、英 EU 間での原材料・生産工程を含む完全累積が採用された。通関手続きなどの円滑化のため、輸出入申告データの共有可能性を模索することなどもうたわれている。

#### 4-1-2 サービス貿易分野

サービス貿易では、内外無差別原則などに加え、短期商用旅行による訪問の滞在期間の規定などは、日 EU 経済連携協定 (EPA) の規定を踏襲した。また、法務サービスでは、EU の既存の通商協定 (FTA) を上回る措置が盛り込まれた。デジタル分野でも、日英 EPA で採用した、企業に対するソースコード開示要求の禁止など、日米デジタル協定と同レベルのデジタル条項が盛り込まれた。一方、EU からイギリスへのデータ移転も暫定的に継続可能となった。

#### 4-1-3 その他の問題

争点の LPF（Level Playing Field：レベルプレイングフィールド：公平な競争条件）では、イギリス規制の EU 規制への自動的連動や EU 司法裁判所の管轄権を回避することができた。政府補助金について、協定に大まかな原則を盛り込み、独立した監督機関を設置。不当な補助金の回収命令を発する権限を双方の裁判所に付与する。労働・環境基準などは現行水準を引き下げないことを確約し、専門家パネルが紛争解決に当たる。

最後まで難航した漁業交渉では、イギリス水域での EU 割当の25%相当（金額ベース）を、段階的にイギリス割当に付加する。経過措置として、相互の水域アクセスを5年半維持する。割当や水域アクセスの取り決めは、毎年の交渉で設定する。

このほか、イギリスは Horizon Europe（ホライズン・ヨーロッパ：次期 EU 研究開発支援プログラム）などに継続参加することが示された。また、企業の懸念が大きかった、EU からイギリスへの個人データの移転については、EU がイギリスに対する認定を十分に確定するまで、最長6カ月間にわたり継続可能となることが決まった。

イギリス政府は、クリスマス・新年の休会期間に入っている議会を12月30日に招集し、2020年内に承認、批准手続きを完了させた。EU 側でも、EU 理事会での採択を行い、2021年1月1日の発効に間に合わせた<sup>20)</sup>。

#### 4-2 英 EU・FTA と日本企業

イギリスのブレクジットによって日本が受ける影響は、経済的な影響が大部分を占める。イギリスが EU を離脱し、移行期間に入った時点で、イギリス国内に進出している日系企業の多くは撤退するかどうかについて、2020年12月のクリスマスまで悩まされた。加工貿易を多用する自動車産業にとって英 EU 間の自動車部品および完成車の貿易で関税が課されることは価格競争力の低下をもたらすものである。ホンダは、イギリス国内での生産からの撤退を決定している。

ホンダ同様、イギリス内に工場を構えるトヨタ自動車および日産自動車は、イギリスの EU との FTA 交渉の様子をうかがっていた。英 EU・FTA が締結されない場合、日本車のヨーロッパ向けの販売において、価格競争力が下がり、収益が減少すると見込まれていた。日本自動車企業のヨーロッパでの貿易は、日本経済に大きく貢献している。イギリス-EU 間で自動車部品、完成車にかかる関税が課されることとなると、自動車産業に大打撃

<sup>20)</sup> JETRO、「イギリスと EU が通商・協力協定に合意、全品目で関税・割当ゼロを維持」、2020年12月25日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/6d88b4fb3afdf67a.html>

を被ることになり、それは日本経済への打撃ともとらえられる。

日本とイギリスの両政府は2020年6月9日、両国間のFTA（自由貿易協定）締結に向けた交渉を開始し、同年9月11日、日英EPA（包括的経済連携協定）として交渉が大筋合意した。これは2019年2月に発行している日EU・EPA（経済連携協定）を土台に進められたものであり、イギリスのエリザベス・トラス国際通商相は「離脱後の最初の重要な通商協定であり、イギリスと日本にとって協定の発効は歴史的瞬間となった。困難な環境下に記録的速度で交渉したこの合意は、イギリスの製造業、飲食品、ハイテク産業の企業に新たな利益をもたらす」とした。この日英EPAは日EU・EPAの下で得られている利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保するものと期待され、イギリス政府は、日英EPAが両国間の貿易を長期的に152億ポンド（約2兆672億円）拡大すると試算している。

交渉開始から3か月という非常に短期間で、関税撤廃やグローバルなサプライチェーンに対応できる利便性の高い原産地規則等、日EU・EPAとそん色のない高い自由度の内容で大筋合意に到達したことにより、将来のビジネス環境の予見可能性が確保されることとなる。グローバルに事業展開している日本企業にとって、自由貿易の拡大は重要な課題である。移行期間の終了から間断なく日英EPAが発行されることで、日本とイギリスの互恵的な貿易・技術・投資関係が維持されるものと期待されている。

一方で、イギリスに進出している多くの日本企業は、日英のみならずEUを加えた三地域内で密接なサプライチェーンを構築していたため、英EU間においても高水準で包括的な協定が結ばれることが重要であると考えられる。この日英EPAの大筋合意が、英EU間の交渉を加速させることが期待される。

またエリザベス・トラス国際通商相は2020年10月23日の書簡で、日英EPAに合わせてCPTPP（Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の加盟に強い意欲を示したことに対して、日本政府がイギリスのCPTPP早期加入を支援する「決意」を表明した。日英EPAのみでは日EU・EPAをイギリスが抜ける際の恩恵喪失のフォローしかできなかったが、CPTPPへイギリスが加盟することで、イギリスのサプライチェーンの幅が広がるとともに、イギリス国内の日系外資系企業の貿易の自由度がさらに増すと考えられ、2021年2月1日、イギリス政府はCPTPPへの加盟申請を行った<sup>2)</sup>。

<sup>2)</sup> AFP BB News, 「英, TPP 参加を正式申請」, 2021年2月1日, 英, TPP 参加を正式申請写真3枚 国際ニュース: AFPBB News

下記の表1は、イギリスが EU と FTA を結んだ場合、どのような影響を及ぼすかについて主要分野ごとに試算されたものである。同試算によると、イギリスから EU への金融分野の輸出が59%減少するのを筆頭に、生命保険・年金サービスが19%減少、運輸サービスが15%減少、その他ビジネスサービスが10%減少すると予測されている。

現在のイギリス政府は、「グローバル・ブリテン」のスローガンのもと、アメリカや旧英連邦との同盟関係強化を政策目標に掲げてきた。イギリス内では EU 中心からさらに世界に目を向ける真に「グローバルなイギリスに発展するため、一貫性のある戦略をどのように構築していくのかの議論が白熱化しつつある。

ボリス・ジョンソン新政権は、「3年以内に各国との FTA がイギリスの総貿易量を現時点で50%から80%をカバーするものとする」という目標掲げている。そのためには、EU との協定に加え、さらに12カ国と FTA を締結することが必要となるため、目標達成は困難とみる向きも多い。しかし、実際にはこれから FTA をいくつか結べるかではなく、いかに国益に沿った自由化度の高い FTA を結べるかが要となる。

表1 EU と FTA を締結した場合のイギリスから EU への輸出の減少予測

(単位：億ポンド，%)	運輸	生命保険・年金	金融	電気通信， コンピューター	その他の ビジネス
イギリスから EU への輸出 (EU 加盟時)	115	40	236	76	222
イギリスから EU への輸出 (FTA 締結時)	97	33	98	79	200
貿易額の変化	-18	-7	-138	2	-22
変化率	-15%	-19%	-59%	3%	-10%

(出所) Lowe, S. (2019). What a Boris Johnson EU-UK free trade agreement means for business, Centre for European Reform, 5 November 2019, 3 ページを基に KRA が日本語版作成。

EU との間で合意を目指す将来の貿易協定については、EU 側からの要請である「公平な競争条件」に離脱後のイギリスにとっては受け入れがたい論点も含まれている。実際、既に EU を離脱したイギリスとしては、EU 加盟国共通のスタンダードを将来にわたっても国内法として置き換えて適用し続けるような内容の LPF (公平な競争条件) を前提として受け入れることはできないため、これまでのところは拒否している。

このような状況下、ボリス・ジョンソン政権の政策目標は「スーパー・カナダ・プラス」から「カナダ・プラス」、「カナダ・スタイル」へと順次変更され、非常に可能性は低いと

しながらも「オーストラリア・スタイル」の可能性にも触れるようになった<sup>22)</sup>。

EU側との規制の乖離の是非等については産業セクターごとに異なり、企業ごとにも異なっており、これからもコンセンサスの集約を進めていくことが望ましいと考えられる。今後、イギリス政府がセクターごとにいかなる調整を試みながら規制政策を展開していくのかについては、動向に注視していく必要がある。

#### 4-3 日英・日 EU 協定の関連

##### 4-3-1 日英通商交渉

ブレクジットの移行期間中は、実際には EU 加盟国ではないが、離脱前と同じように、EU が他国と行っている関税同盟による恩恵をイギリスも受けることができたが、2021年1月からは、EU の関税同盟ではなく、英 EU・FTA 協定に基づくものとなる。関税そのものには変化はないが、自己申告により原産地証明が必要となる。そこで、イギリスは日本と日英 EPA を2021年1月1日付で発効したことのみではなく、アメリカ・オーストラリア・ニュージーランドとの FTA 交渉を協議している。現実には、2021年3月現在では、イギリスは、韓国、日本、トルコ、ベトナムと通商協定を結んでいる。

##### 4-3-2 日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題

日 EU・EPA の課題や税関運用に関する懸念としては、以下のような意見がジェトロに寄せられている。

- ・一度に多くの商品を輸出する場合の自己申告が負担
- ・特に付加価値基準を適用する場合、原産性の証明が煩雑かつコストがかかる
- ・原産地の根拠資料の整備（サプライヤーとの協力体制、資料の作成方法）
- ・サプライヤーの立場として、輸出者からの根拠資料の要請への対応が負担
- ・EU 加盟国間の運用が不統一
- ・（輸入税関での）HS 分類
- ・クーリエ便を利用した際、原産地証明を貼付していたにもかかわらず見落とされ、日 EU・EPA が適用されないケースがあった
- ・検認の詳細が不明

---

<sup>22)</sup> CBC, “Following Brexit, U.K. PM Boris Johnson to pursue Canada-style free trade deal with Europe”, 2020年2月4日, Following Brexit, U.K. PM Boris Johnson to pursue Canada-style free trade deal with Europe | CBC News



- ・ASEAN など他地域との FTA と比較して原産地基準が厳しい
- ・（生産者ではない）輸出者の立場として、原産地の根拠書類を揃えるコストが大きい、生産者以上に検認に対する不安がある

自己申告制度への懸念は全ての EPA 利用者に共通する課題だが、ジェトロが個別企業からの相談対応や利用状況の聴取を行ってきた中で、特定の商品分類では、原産地基準がネックとなり利用ができないと言う声も一部企業からジェトロに寄せられた。例えば食品では、そばや中華麺などの麺類や焼き菓子など、原料に小麦粉を含む製品については、小麦粉の原産比率の基準を満たすことができず、EPA の利用を諦めたと言う声も多い。小麦粉については、輸出品に含まれる原料のうち、日本または EU 以外で生産された非原産品の重量割合が、麺、ベーカリー製品ともに製品全体の重量の10%を超えると、日本原産品と認められず、日 EU・EPA の適用を受けることができない。原産地規則を満たすために調達先の見直しが必要となるケースは、機械類などの工業製品でも当てはまるが、食品の場合、原料を国産に切り替えるコストは同 EPA のメリットを上回りかねず、主原料が変わると風味が変わって EU で市場開拓した商品とは別物になってしまうとの声も、一部企業で聞かれる<sup>23)</sup>。

表 2 日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題（単位：100万ユーロ）

商品分類	日 EU・EPA を利用した日本から EU への輸入額	日 EU・EPA を利用した日本から EU への輸入額	日 EU・EPA 対象品目全体の日本から EU への輸入額
調整食料品、資料	41.9%	0.24	0.58
肉類	86.8%	0.07	0.08
魚・甲殻類	72.0%	0.08	0.11
飲料・アルコール及び食酢	38.4%	0.04	0.10
機械類及び電気機器	20.4%	14.1	69.3
輸送機器、同部品	20.6%	16.7	81.3
化学工業品	21.3%	3.1	14.7
光学機器、測定機器、精密機器	22.5%	1.5	6.9

出所：ジェトロ「日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/f2771afd779b09a6.html>

<sup>23)</sup> ジェトロ「日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題」, <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/f2771afd779b09a6.html>

食品は、多くの品目で日 EU・EPA による関税削減メリットが大きく、同 EPA の利用がヨーロッパ市場での競争力強化に特に貢献すると期待される分野だ。日 EU・EPA では、食品分野でのさらなる市場アクセス改善に向けた協力規定も盛り込まれている。今後、さらに利用を促進するルールの見直しに加えて、EU 側の輸入規制など、関税以外の参入障壁緩和も期待される。

#### 4-3-2 日 EU・EPA 発行による貿易への効果

日 EU・EPA が発効した2019年2月1日以降の主力品目にかかる日本から EU 向け輸出の伸びについて EU 統計局（ユーロスタット）が公表する、日本から EU への輸入に関する直近のデータを分析した。9月までの8カ月間の統計では、EU の日本からの輸入総額は前年同期比7.6%の伸びとなった。日 EU・EPA の恩恵がある個別品目の状況を見ると、工業製品では日本からの輸入トップ品目である乗用車（21.2%増）やバイク用部品（26.4%増）、食品では魚のフィレ（2.4倍）、麵（38.9%増）、牛肉（35.5%増）、スープ、ブロス（25.8%）で前年同期比2割以上と、順調に輸入が伸びている。

表の右側には、ユーロスタットが公表するデータに基づき、各品目の日本から EU への輸入のうち、日 EU・EPA が利用された割合を記載した。こちらは最新データが6月となっており、期間が異なるため一概に結び付けられないものの、特に食品では、日本からの輸入の伸びが顕著な品目では高い日 EU・EPA 利用率となっていることが分かる。

突出した効果が表れている魚のフィレや牛肉、麵では同 EPA 発効前に課されていた関税率が高く、日 EU・EPA の適用により発効時点から即時撤廃となったことで、EU 市場での競争力が目に見えて高まっている<sup>24)</sup>。

## V. デジタル取引のルール

### 5-1 日 EU・EPA におけるデジタル取引のルール

日 EU・EPA 発効時において、日本が約94%、EU が約99%の品目で関税をなくすこととしている。関税撤廃に加えて、電子商取引などの経済ルールも整え、電子商取引や知的財産などのルールを整備した。当時としては、日米通商条約とならび、デジタルデータの取

<sup>24)</sup> ジェトロ「日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題」、<https://www.jetro.go.jp/biz/area/reports/2019/f2771afd779b09a6.html>

り扱いを決めた画期的な条約であった。

主要な条約内容は、①プログラミング言語などの人間が理解・記述しやすい言語やデータ形式を用いて書き記されたコンピュータプログラムであるソースコードの開示要求を禁止する、②著作物の保護期間を死後50年から70年に延長する、③データ送信への関税賦課を禁止する、④「シャンパン」、「カマンベールチーズ」、「神戸ビーフ」などの GI（Geographical Indication：地理的表示）を保護する、⑤政府調達の対象を相互に拡大するなどである。

EPA には、データ流通や知的財産の保護など幅広いルールも盛り込まれた。これらには世界で自国を優先する保護主義的な傾向が強まるなか、日欧で前例を作ることで他の通商交渉や WTO（世界貿易機関）改革などの議論を主導する狙いがある。その例が、国家による企業秘密情報の開示請求の禁止である。プログラムの設計図に当たるソースコードの開示を要求することを禁じている。中国は進出する外国企業にソースコードの開示を要求することができ、サーバーを自国内に置くことも求める。こうした「デジタル保護主義」に反対し、データの安全で自由な流通を促す。企業秘密を強制的に開示させられるリスクがなくなれば、日本企業もヨーロッパ進出の不安材料が減る。

日 EU など有志国は、米国や中国も加盟する WTO でも同様のルールを作ろうとしている。しかし、機能不全が指摘される WTO では、迅速なルールづくりは難しい。まずは日欧 EPA と TPP で高い水準のルールを設け、他国を巻き込む戦略を検討している。日 EU 間のデータのやりとりに関税をかけないことも決めた。知的財産では著作物の保護期間を著作者の死後70年に延長。産地と結びついたブランド食品や酒類も相互に保護する。例えば「神戸ビーフ」や「シャンパン」などの生産者は、模倣品による権利侵害を防げる。国有企業において物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保するというものもある。

## 5-2 日英 EPA におけるデジタル取引のルール

日英は、暗号や人工知能（AI）の計算式に当たるアルゴリズム、ソフトウェアの設計図に当たるソースコードなどの開示を政府が要求することを禁じる。中国政府が外資系 IT 企業にこれらの開示を求める事例が相次いでいることを踏まえ、自由なデータ流通を促すルールを定めて中国をけん制する狙いがある。サーバーの自国への移転を要求することも禁じる。また、デジタル商取引に関税を課すことも見送る方針だ。日本企業にとってはゲームのオンライン配信などで恩恵があると考えられている。

この協定は、電子的な送信に対する関税を賦課しないといったデジタル分野でのハイレベルなルールなどを示した日米デジタル貿易協定と内容をほぼ同じくするもので、今後英米が FTA を締結するにあたり、同様のルールが盛り込まれると想定され、日米英の共通ルールとなると考えられている。日 EU・EPA においては、電子商取引の規定を入れているが、より高度なデジタル貿易協定は盛り込まれていないが、日米英の共通ルールを EU も検討を開始し、今後盛り込まれていくものと考えられる。

## VI. イギリスの通商交渉

現在イギリスが展開している交渉は表 3 のとおりである。EU および日本と通商交渉をまとめたことで、最悪の状況からは脱却できたが、早急にカナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドと交渉をまとめることが必要である。日本、韓国以外に FTA を締結・発行している国は、トルコおよびベトナムのみである。

表 3 イギリスの通商交渉

通商協定	日 程	交渉の進展
韓英 EPA	2019年10月28日 2021年1月1日	合意 発効
日英 EPA	2021年1月1日	発効
英 EUEPA	2021年1月1日	発効
英トルコ FTA	2021年1月1日	発効
英ベトナム FTA	2021年1月1日	発効
アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドとの FTA		交渉中
CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans Pacific Partnership)	2021年2月1日	加盟申請中

### 6-1 韓英 FTA 協定

2019年10月28日、韓国はイギリスを、「ブレクジットをめぐる、イギリス内の不確実性が高い状況であるものの、韓国は EU の中で 2 番目に大きな通商相手国であるイギリスと、安定かつ継続した通商関係を確保できることとなった」と評価し、大韓民国とイギリス間での自由貿易協定（韓英 FTA）が韓国国会の本会議で成立し、韓国内の批准手続きを完了したと発表した。これにより両国の全ての韓英の批准手続きが完了したため、イギリスがブレクジットした際に、自動的に発効されることとなった。

韓英 FTA の物品関税については、自動車やその部品などの韓国の主要輸出品目は韓 EU の FTA の譲許税率として無関税を適用することで合意し、無関税で輸出できる。また、両国の企業を取り巻く環境が激変することを考慮して、EU として扱っていた生産と供給網を調整するために、原産地を 3 年間は EU 域内産として認めることになった。それに伴い、EU を経由する輸送も全て、3 年の間は直接輸送されたと見なすことで、韓国企業が EU の加盟国を通じてイギリスに輸出した場合でも、韓英 FTA 協定は適用されることとなった。

イギリスは、2022年末を目処に、FTA による貿易額のカバーを 8 割まで引き上げる目標を立てている。しかしながら、韓国との FTA だけでは、貿易額の約 8% しかカバーはできておらず、日本との EPA がいかに重要であるかが伺える。

## 6-2 米英 FTA 交渉

イギリスは、ブレクジットの最大のメリットである、EU 加盟国外の他国との自由な貿易を活かし、大規模な取引相手となるであろう、アメリカと日本、オーストラリアとニュージーランドの 4 国を優先交渉相手とみなし、2020年 7 月 13 日には、この 4 か国すべてと協議に入った。最も重要な貿易国とするアメリカとの FTA 交渉について、ジョンソン英首相は「この大西洋間の貿易協定は、我々の 2 つの偉大な国の特別な親密さを反映するだろう」とコメントした<sup>25)</sup>。

両国ともに高賃金の先進国であることは明白であり、どちらも自由化されたサービス貿易を活用することができる。下記のグラフからも、2019年時点で国際競争力は 9 位にイギリス、2 位にアメリカとなっており、先進国であることを示唆している。

協議中、2 国間では中国の通信大手ファーウェイによる安全保障上の問題や、国民のヘルスケアの民営化やアメリカの干渉等、さらにアメリカの大統領選挙で多くの懸念点が列挙されてきたが、9 月 26 日には、アメリカの通商代表のロバート・ライトハイザー氏から、この FTA 交渉の進展を喜ばしいものと称え、協定の締結が間もなくであることを示唆した。

---

<sup>25)</sup> 日本経済新聞、「米英 FTA 交渉、3 月中に開始へ」、2020年 3 月 2 日

6-3 イギリスとCPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

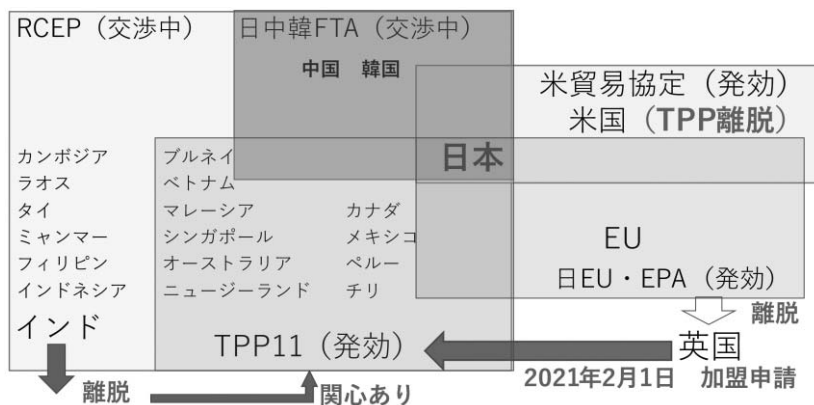
太平洋を取り巻く地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、また環境など、幅広い分野において21世紀型のルールを確立するべく2017年11月に合意された、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、通称 TPP は、2016年時点では12カ国の署名を集めていたが、2017年1月のアメリカの離脱表明を受けて、2018年12月30日に CPTPP が発効された。

イギリスは、日英 EPA のコネクション等を用いて、CPTPP への参加の準備期間へと移行し、急成長するアジアの市場をできる限り早く取り組みたいという姿勢を明らかにしている。CPTPP の主導国の日本としては、安倍晋三前首相は2018年、イギリスの Financial Times 紙で、ブレクジット後にイギリスが TPP に参加する場合は、「両腕を広げて（もろ手を挙げて）歓迎する」と述べた。

イギリス政府は2021年1月31日、日本などアジア太平洋地域の11カ国で構成される自由貿易圏である CPTTP への加入に向け、同年2月1日に正式に申請する方針を明らかにし、2月1日に加盟申請した。

現在の日本を取りまく通商政策ごとの加盟国は図3のとおりであり、日本が中心となっている CPTTP にイギリスが加盟国となることは、アジアをとりまく地政学的に非常に大きな意味を持つと考えられる。

図3 日本の通商政策



出所：筆者作成

## VII. お わ り に

2020年1月23日に、イギリスの EU からの離脱条件などが盛り込まれた関連法が成立し、イギリス側の全ての手続きは事実上完了した。EU 側も同年1月29日のヨーロッパ議会でこの離脱協定案を了承した。イギリスは1月31日に EU を事実上離脱し、その離脱後、あらゆる環境が激変することが見込まれ、それを緩和する「移行期間」が2020年末まで確保された。イギリスと EU の経済関係は続く移行期間中に、イギリスと EU の新たな関税ルールを含んだ自由貿易協定などで合意できるかどうかは次の焦点であったが、交渉が難航し、2020年12月9日に、イギリス・EU 間で離脱協定が原則合意に達し、(1)動植物およびその派生製品の検査、(2)輸出申告、(3)医薬品の供給、(4)冷蔵肉の供給およびその他スーパーマーケット用食品の供給などに関する国境の管理体制、また北アイルランド議定書に基づく国家補助の適用の明確化し、日経企業がブレグジットで失うと予想されていたものの多くがカバーできるようになり、多くの日系企業が安どした。交渉は、期限ぎりぎりの同年12月24日ようやく合意し、2021年1月1日付で、英 EU・FTA が発効した。

本稿では、ブレグジットによりイギリスが、EU とどのような将来関係を構築していくのか、あるいは、EU 域外国といかなる貿易関係を構築していくのかについて考察した。

イギリス政府は、「グローバル・ブリテン」のスローガンのもと、アメリカや旧英連邦との同盟関係強化を政策目標に掲げてきた。目下、イギリス内では EU 中心からさらに世界に目を向ける真に「グローバルな」イギリスに発展するため、一貫性のある戦略をどのように構築していくのかの議論が白熱化しつつある。

ボリス・ジョンソン新政権は、「3年以内に各国との FTA について、イギリスの2021年2月末現在の総貿易量の50%をカバーしているところを80%に増やす」との目標掲げている。そこで、EU に加え、さらに12カ国と FTA を締結することが必要となる。イギリスは、これまで EU 加盟国との貿易を大きく拡大・発展させてきた。EU との貿易は、イギリスの輸出額の45%、輸入額の53%に拡大した。

しかし、イギリスのブレグジットによって当面の貿易量にマイナスが生じると考える者もいるが、ブレグジット後の新事情を見越しているイギリス産業界では、EU 域外でも世界各国の市場に向けて積極的にアプローチしている。このような動きは、イギリス政府による今後の対外的な FTA 交渉の行方にかかわらず、イギリスの企業も新たに EU 域外市場での独自の展開を始めつつある。そこで、イギリス国内の利害関係者との政策協議が必

要となり、アメリカやイギリス連邦諸国との野心的な FTA を目指している。

本稿では、歴史的転換期にあるポスト・ブレグジットのイギリスを国際貿易政策の側面から、特に EU および日本との貿易・投資の今後という観点を中心に考察したものである。離脱後のイギリスや EU で様々な目的を追求して事業展開する日本企業の中では、特にこれまで EU 加盟国であったイギリスのメリットを活かし、イギリスを介して EU 域内でのビジネスを展開してきた日本企業においては、EU から離脱したイギリスと EU に残る27カ国が直面するチャレンジにいかに対応していくのかを引き続き注視しつつ、新たな国際事業戦略を展開していくことが望まれる。また、イギリス市場内に見られる様々なビジネス機会そのものをターゲットとして事業を展開してきた日本企業や、今後のイギリス市場で新たに需要増加が見込まれるインフラ関連産業等をはじめとする新規分野にチャレンジする企業にとっては、新天地が生まれる可能性が高いことと考えられる。

イギリスが EU を離脱したことによる日本企業に混乱、不安があったことは想像に難しくないが、これは一時的なもので、長い目で見るとむしろ大きな利益につながる可能性があると考えている。イギリスは、一国としてではなく EU 全体で日本と EPA を結んでいた。EU・EPA は EU 加盟国全ての意見を反映しないといけないため、イギリスが望む完璧なものではない。もし、イギリスが EU を離脱しなかったならば、今後も EU 全体で交渉することになっていた。それは日本も同じで EU 加盟国全ての意見を聞かなければならない。

まだ日英 EPA やイギリスが EU から離脱したばかりであるため、どのように変化していくのか想像することは難しいが、日本とイギリス、そして EU の貿易取引や国際交流が今まで以上に活発化されることを願っている。

#### 参 考 文 献

- JBpress, 「イギリスはいかにして強国となったか」, <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/55576>  
みずほ総合研究所, リサーチ TODAY, 「Brexit の背景, EU 負担に見合わない栄光」, 2016年6月22日, <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt160622.pdf>  
NHK 解説委員室「イギリスブレグジット後の険しい道のり」(キャッチ! ワールドアイ), 2021年1月13日, <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/900/442091.html>  
EU MAG 「共通漁業政策 (CFP)」, <https://eumag.jp/feature/b1012/>  
European Commission, CFP (Common Fisheries Policy), [https://ec.europa.eu/fisheries/cfp\\_en](https://ec.europa.eu/fisheries/cfp_en)  
JETRO 「イギリスの EU 離脱漁業問題」, 2017年7月, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/cd6e1bfa52459e08/20170035.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/cd6e1bfa52459e08/20170035.pdf)  
JETRO ビジネス短信, 「EU の共通漁業政策やクォータ制に強い不満—イギリスのブレグジット交渉と漁業問題(1)」, 2017年6月17日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/06/61f7fd3907849>



ebf.html

UK Marine Management Organization “UK Fisheries Statistics 2019”, file:///C:/Users/katsu/Desktop/UK\_Sea\_Fisheries\_Statistics\_2019\_-\_access\_checked-002.pdf

海洋政策研究財団 訳, 「欧州連合・共通漁業政策に関する2013年12月11日付欧州議会及び理事会規則 (No. 1380/2013) (2013年12月11日署名, 2014年1月1日施行), 欧州連合・共通漁業政策に関する2013年12月11日付欧州議会及び理事会規則 (spf.org)

外務省, 「イギリスのブレクジット」, [https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4\\_002149.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/gb/page4_002149.html)

BBC NEWS, “Euroscepticism on rise in Europe, poll suggests”, <https://www.bbc.com/news/uk-politics-eu-referendum-36471989>

JETRO, 「イギリスと EU が通商・協力協定に合意, 全品目で関税・割当ゼロを維持」, 2020年12月25日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/12/6d88b4fb3afd67a.html>

Lowe, S. (2019). “What a Boris Johnson EU-UK free trade agreement means for business, Centre for European Reform”, 5 November 2019, 3 ページを基に KRA が日本語版作成

AFP BB News, 「英, TPP 参加を正式申請」, 2021年2月1日, 英, TPP 参加を正式申請 写真3枚 国際ニュース: AFPBB News

CBC, “Following Brexit, U.K. PM Boris Johnson to pursue Canada-style free trade deal with Europe”, 2020年2月4日, Following Brexit, U.K. PM Boris Johnson to pursue Canada-style free trade deal with Europe | CBC News

ジェトロ 「日 EU・EPA の効果検証と見えてきた課題」 <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/f2771afd779b09a6.html>

日本経済新聞, 「米英 FTA 交渉, 3月中に開始へ」, 2020年3月2日